



送信者: 総務課 <soumu@city.owariasahi.lg.jp>

宛先: senkyo@pref.aichi.lg.jp

日付: 2020年11月30日 月曜日 05:30PM

件名: 愛知県知事解職請求に係る署名簿の閲覧について(報告)

※※添付ファイル解凍パスワードは別メールにてお知らせいたします※※

愛知県選挙管理委員会事務局 有田 様

いつもお世話になっております。尾張旭市選挙管理委員会事務局の渡邊です。
本日午後3時40分に■■■■■■■■■■氏が来庁し、署名簿の閲覧に来庁しましたので、報告させていただきます。
また要望書を提出されましたので、別添のとおり要望書を添付させていただきます。
それでは失礼いたします。

尾張旭市選挙管理委員会事務局

渡 邊 丈

TEL 0561-76-8111 (直通)
0561-53-2111 (代表) 内線253
FAX 0561-52-0831
E-mail soumu@city.owariasahi.lg.jp

----- Original Message -----

From: senkyo@pref.aichi.lg.jp

Sent: Wednesday, November 25, 2020 16:29 PM

Subject: 【愛知県選管】愛知県知事解職請求に係る署名簿の閲覧について (R2.11.25事務連絡)

> 各市町村選挙管理委員会事務局 担当者様
> 県選挙管理委員会新城設楽事務所 担当者様
>
> いつもお世話になっております。
> 愛知県選挙管理委員会事務局の有田です。
> 愛知県知事解職請求について、御対応いただきありがとうございます。
>
> 現在、一部の請求代表者が市区町村選管に対して仮提出された署名簿の閲覧を申し出ております。
> 署名簿の閲覧の申し出があった場合には、下記の点に御留意ください。
>
> ・署名簿の閲覧が可能なのは、「請求代表者」のみです。
> (受任者は不可。請求代表者以外の者は同席させないでください。)
> ・請求代表者本人かどうか身分確認をお願いします。
> ・署名簿の改ざん等防止のため、閲覧の際には選管職員が立ち会ってください。
> また、筆記やコピー、写真撮影といった行為は認められません。
> ・閲覧にみえた請求代表者の方の氏名と閲覧日時を県選管までお知らせください。
>
> お手数をかけますが、よろしく願いいたします。
>
> *****
> 愛知県選挙管理委員会事務局 (有田)
> 電話 052-954-6069 (ダイヤルイン)
> FAX 052-954-6908
> メール senkyo@pref.aichi.lg.jp
> *****
> 愛知県ではメールの個人情報保護のため、

> すべての宛先に対して「bcc」を使用して送信しております。

----- Original Message Ends -----

添付ファイル:

要望書.zip

令和 2 年 11 月 30 日

選挙管理委員長 様

氏名
住所
連絡先

愛知県知事解職請求における署名簿の取り扱いに関する要望書

日頃より住民自治、民主主義の発展のためご尽力いただきまして、ありがとうございます。

本日は、表題の署名簿につきまして、地方自治法などに違反する不正な署名が多数存在することから、慎重な取り扱いをお願いしたく要望を致します。

記

1. 要望理由

私は、令和2年〇月〇日に請求代表者として署名簿閲覧を行いました。その結果、11月4日に提出された署名簿において、同一の筆跡及び拇印によるものが多数あることが判明しました。一部では刑事告発も行われており、本署名簿が重要な証拠となることが予想されます。また、愛知県知事解職請求を主導したリコールの会の高須克也氏は、要望提出者が不正署名の存在と共に、署名簿返却後の告発を促したところ「デマである」との認識を示しました。

以上のことから、リコールの会及び請求代表者が不正署名に関与している可能性もあり、署名簿の返却により重要な証拠資料の焼却、隠ぺいも危惧されます。

また、リコールの会は7日に当該解職請求を中止すると発表しており、取り下げた場合に署名簿が請求代表者(リコールの会)に即時返却されることとなると推察致します。

2. 要望内容

11月4日に仮提出された愛知県知事解職請求の署名簿について、リコール中止により請求代表者に返還しなければならないところではありますが、不正署名の告発動向、警察の動きなど注視しながら、証拠保全の立場で慎重な取り計らいを要望致します。

3. 付記

直接請求における同一の筆跡、拇印による署名については、地方自治法第74条の4第2項に該当する署名を偽造するものであり、刑法159条1項 私文書偽造罪若しくは刑法167条 私印偽造及び不正使用等の罪及び、地方自治法第81条第2項に該当する署名の偽造増減に関する罪にあたると思料します。



>> FAX 052-954-6908
>> メール senkyo@pref.aichi.lg.jp
>> *****
>> 愛知県ではメールの個人情報保護のため、
>> すべての宛先に対して「bcc」を使用して送信しております。
>>



令和2年 11 月 30日

豊田市 選挙管理委員長 様

氏名
住所

連絡先

愛知県知事解職請求における署名簿の取り扱いに関する要望書

日頃より住民自治、民主主義の発展のためご尽力いただきまして、ありがとうございます。

本日は、表題の署名簿につきまして、地方自治法などに違反する不正な署名が多数存在することから、慎重な取り取り扱いをお願いしたく要望を致します。

記

1. 要望理由

私は、令和2年 11 月 30日に請求代表者として署名簿閲覧を行いました。その結果、11月4日に提出された署名簿において、同一の筆跡及び拇印によるものが多数あることが判明しました。一部では刑事告発も行われており、本署名簿が重要な証拠となることが予想されます。また、愛知県知事解職請求を主導したリコールの会の高須克也氏は、要望提出者が不正署名の存在と共に、署名簿返却後の告発を促したところ「デマである」との認識を示しました。

以上のことから、リコールの会及び請求代表者が不正署名に関与している可能性もあり、署名簿の返却により重要な証拠資料の焼却、隠ぺいも危惧されます。

また、リコールの会は7日に当該解職請求を中止すると発表しており、取り下げた場合に署名簿が請求代表者(リコールの会)に即時返却されることとなると推察致します。

2. 要望内容

11月4日に仮提出された愛知県知事解職請求の署名簿について、リコール中止により請求代表者に返還しなければならないところではありますが、不正署名の告発動向、警察の動きなど注視しながら、証拠保全の立場で慎重な取り計らいを要望致します。

3. 付記

直接請求における同一の筆跡、拇印による署名については、地方自治法第74条の4第2項に該当する署名を偽造するものであり、刑法159条1項 私文書偽造罪若しくは刑法167条 私印偽造及び不正使用等の罪及び、地方自治法第81条第2項に該当する署名の偽造増減に関する罪にあたると思料します。

送信者: 選挙管理委員会 <senkan@city.kariya.lg.jp>

宛先: senkyo@pref.aichi.lg.jp

日付: 2020年11月30日 月曜日 04:20PM

件名: Re: 【愛知県選管】愛知県知事解職請求に係る署名簿の閲覧について(R2.11.25事務連絡)

愛知県選挙管理委員会事務局 有田様

刈谷市選挙管理委員会事務局 神谷です。
お世話になります。

本日閲覧がありました。

請求代表者2名

閲覧日時

11月30日(月) 15:25~16:00

なお、要望書が提出されましたので添付にて送付します。

よろしく申し上げます。

刈谷市選挙管理委員会事務局(神谷)
刈谷市東陽町1丁目1番地
電話 0566-62-1201
FAX 0566-23-1105
senkan@city.kariya.lg.jp

----- Original Message -----

From: senkyo@pref.aichi.lg.jp

Sent: Wednesday, November 25, 2020 16:29 PM

Subject: 【愛知県選管】愛知県知事解職請求に係る署名簿の閲覧について(R2.11.25事務連絡)

- > 各市町村選挙管理委員会事務局 担当者様
- > 県選挙管理委員会新城設楽事務所 担当者様
- >
- > いつもお世話になっております。
- > 愛知県選挙管理委員会事務局の有田です。
- > 愛知県知事解職請求について、御対応いただきありがとうございます。
- >
- > 現在、一部の請求代表者が市区町村選管に対して仮提出された署名簿の閲覧を申し出ております。
- > 署名簿の閲覧の申し出があった場合には、下記の点に御留意ください。
- >
- > ・署名簿の閲覧が可能なのは、「請求代表者」のみです。
- > (受任者は不可。請求代表者以外の者は同席させないでください。)
- > ・請求代表者本人かどうか身分確認をお願いします。
- > ・署名簿の改ざん等防止のため、閲覧の際には選管職員が立ち会ってください。
- > また、筆記やコピー、写真撮影といった行為は認められません。
- > ・閲覧にみえた請求代表者の方の氏名と閲覧日時を県選管までお知らせください。
- >
- > お手数をかけますが、よろしく願いいたします。
- >
- > *****
- > 愛知県選挙管理委員会事務局(有田)
- > 電話 052-954-6069 (ダイヤルイン)

> FAX 052-954-6908
> メール senkyo@pref.aichi.lg.jp
> *****
> 愛知県ではメールの個人情報保護のため、
> すべての宛先に対して「bcc」を使用して送信しております。

----- Original Message Ends -----

添付ファイル:

20201130要望書.pdf

令和2年11月30日

刈谷市 選挙管理委員長 様

氏名
住所
連絡先

愛知県知事解職請求における署名簿の取り扱いに関する要望書

日頃より住民自治、民主主義の発展のためご尽力いただきまして、ありがとうございます。

本日は、表題の署名簿につきまして、地方自治法などに違反する不正な署名が多数存在することから、慎重な取り取り扱いをお願いしたく要望を致します。

記

1. 要望理由

私は、令和2年11月30日に請求代表者として署名簿閲覧を行いました。その結果、11月4日に提出された署名簿において、同一の筆跡及び拇印によるものが多数あることが判明しました。一部では刑事告発も行われており、本署名簿が重要な証拠となることが予想されます。また、愛知県知事解職請求を主導したリコールの会の高須克也氏は、要望提出者が不正署名の存在と共に、署名簿返却後の告発を促したところ「デマである」との認識を示しました。

以上のことから、リコールの会及び請求代表者が不正署名に関与している可能性もあり、署名簿の返却により重要な証拠資料の焼却、隠ぺいも危惧されます。

また、リコールの会は7日に当該解職請求を中止すると発表しており、取り下げた場合に署名簿が請求代表者(リコールの会)に即時返却されることとなると推察致します。

2. 要望内容

11月4日に仮提出された愛知県知事解職請求の署名簿について、リコール中止により請求代表者に返還しなければならないところではありますが、不正署名の告発動向、警察の動きなど注視しながら、証拠保全の立場で慎重な取り計らいを要望致します。

3. 付記

直接請求における同一の筆跡、拇印による署名については、地方自治法第74条の4第2項に該当する署名を偽造するものであり、刑法159条1項 私文書偽造罪若しくは刑法167条 私印偽造及び不正使用等の罪及び、地方自治法第81条第2項に該当する署名の偽造増減に関する罪にあたると思料します。





送信者: 総務課 <soumu@city.owariasahi.lg.jp>

宛先: senkyo@pref.aichi.lg.jp

日付: 2020年12月01日 火曜日 12:08PM

件名: 愛知県知事解職請求に係る署名簿の閲覧について(報告)

※※添付ファイル解凍パスワードは別メールにてお知らせいたします※※

愛知県選挙管理委員会事務局 有田 様

いつもお世話になっております。尾張旭市選挙管理委員会事務局の渡邊です。
本日午前10時30分に請求代表者の[REDACTED]氏が来庁し、署名簿の閲覧に来庁しましたので、報告させていただきます。
また要望書を提出されましたので、別添のとおり要望書を添付させていただきます。
それでは失礼いたします。

尾張旭市選挙管理委員会事務局

渡 邊 丈

TEL 0561-76-8111 (直通)
0561-53-2111 (代表) 内線253
FAX 0561-52-0831
E-mail soumu@city.owariasahi.lg.jp

----- Original Message -----

From: senkyo@pref.aichi.lg.jp

Sent: Wednesday, November 25, 2020 16:29 PM

Subject: 【愛知県選管】愛知県知事解職請求に係る署名簿の閲覧について (R2.11.25事務連絡)

- > 各市町村選挙管理委員会事務局 担当者様
- > 県選挙管理委員会新城設案事務所 担当者様
- >
- > いつもお世話になっております。
- > 愛知県選挙管理委員会事務局の有田です。
- > 愛知県知事解職請求について、御対応いただきありがとうございます。
- >
- > 現在、一部の請求代表者が市区町村選管に対して仮提出された署名簿の閲覧を申し出ております。
- > 署名簿の閲覧の申し出があった場合には、下記の点に御留意ください。
- >
- > ・署名簿の閲覧が可能なのは、「請求代表者」のみです。
- > (受任者は不可。請求代表者以外の者は同席させないでください。)
- > ・請求代表者本人かどうか身分確認をお願いします。
- > ・署名簿の改ざん等防止のため、閲覧の際には選管職員が立ち会ってください。
- > また、筆記やコピー、写真撮影といった行為は認められません。
- > ・閲覧にみえた請求代表者の方の氏名と閲覧日時を県選管までお知らせください。
- >
- > お手数をかけますが、よろしく願いいたします。
- >
- > *****
- > 愛知県選挙管理委員会事務局 (有田)
- > 電 話 052-954-6069 (ダイヤルイン)
- > FAX 052-954-6908
- > メール senkyo@pref.aichi.lg.jp
- > *****
- > 愛知県ではメールの個人情報保護のため、

2020/12/01

> すべての宛先に対して「bcc」を使用して送信しております。

----- Original Message Ends -----

添付ファイル:

要望書([REDACTED] 氏).zip

令和2年 12月 / 日

尾張旭市選挙管理委員長 様

氏名

住所

連絡先

愛知県知事解職請求における署名簿の取り扱いに関する要望書

日頃より住民自治、民主主義の発展のためご尽力いただきまして、ありがとうございます。

本日は、表題の署名簿につきまして、地方自治法などに違反する不正な署名が多数存在することから、慎重な取り取り扱いをお願いしたく要望を致します。

記

1. 要望理由

私は、令和2年12月 日 に請求代表者として署名簿閲覧を行いました。その結果、11月4日に提出された署名簿において、同一の筆跡及び拇印によるものが多数あることが判明しました。一部では刑事告発も行われており、本署名簿が重要な証拠となることが予想されます。また、愛知県知事解職請求を主導したリコールの会の高須克也氏は、要望提出者が不正署名の存在と共に、署名簿返却後の告発を促したところ「デマである」との認識を示しました。

以上のことから、リコールの会及び請求代表者が不正署名に関与している可能性もあり、署名簿の返却により重要な証拠資料の焼却、隠ぺいも危惧されます。

また、リコールの会は7日に当該解職請求を中止すると発表しており、取り下げた場合に署名簿が請求代表者(リコールの会)に即時返却されることとなると推察致します。

2. 要望内容

11月4日に仮提出された愛知県知事解職請求の署名簿について、リコール中止により請求代表者に返還しなければならないところではありますが、不正署名の告発動向、警察の動きなど注視しながら、証拠保全の立場で慎重な取り計らいを要望致します。

3. 付記

直接請求における同一の筆跡、拇印による署名については、地方自治法第74条の4第2項に該当する署名を偽造するものであり、刑法159条1項 私文書偽造罪若しくは刑法167条 私印偽造及び不正使用等の罪及び、地方自治法第81条第2項に該当する署名の偽造増減に関する罪にあたると思料します。





送信者: "行政課" <gyosei@city.nagakute.lg.jp>

宛先: "senkyo" <senkyo@pref.aichi.lg.jp>

日付: 2020年12月01日 火曜日 02:09PM

件名: 【長久手市】愛知県知事解職請求に係る署名簿の閲覧について(報告)

愛知県選挙管理委員会事務局 有田様

お世話になります。
長久手市選挙管理委員会事務局の宇井です。

標記の件につきまして、請求代表者の方が署名簿の閲覧に来庁しましたのでその旨報告します。
よろしくお願ひします。

【閲覧日時】

令和2年12月1日(火) 午後1時20分～午後1時50分

【閲覧者】

氏

〒480-1196

愛知県長久手市岩作城の内60番地1

長久手市選挙管理委員会事務局 宇井

電話: 0561-56-0605 (ダイヤルイン)

FAX: 0561-63-2100

E-mail: gyosei@city.nagakute.lg.jp

----- Original Message -----

From: <senkyo@pref.aichi.lg.jp>

To: "" <@>

Cc:

Date: 2020/11/25 16:29

Subject: 【愛知県選管】愛知県知事解職請求に係る署名簿の閲覧について (R2. 11. 25事務連絡)

各市町村選挙管理委員会事務局 担当者様
県選挙管理委員会新城設案事務所 担当者様

いつもお世話になっております。
愛知県選挙管理委員会事務局の有田です。
愛知県知事解職請求について、御対応いただきありがとうございます。

現在、一部の請求代表者が市区町村選管に対して仮提出された署名簿の閲覧を申し出ております。
署名簿の閲覧の申し出があった場合には、下記の点に御留意ください。

- ・署名簿の閲覧が可能なのは、「請求代表者」のみです。
(受任者は不可。請求代表者以外の者は同席させないでください。)
- ・請求代表者本人かどうか身分確認をお願いします。
- ・署名簿の改ざん等防止のため、閲覧の際には選管職員が立ち会ってください。
また、筆記やコピー、写真撮影といった行為は認められません。
- ・閲覧にみえた請求代表者の方の氏名と閲覧日時を県選管までお知らせください。

お手数をかけますが、よろしくお願いいたします。

2020/12/01

愛知県選挙管理委員会事務局（有田）

電話 052-954-6069 (ダイヤルイン)

FAX 052-954-6908

メール senkyo@pref.aichi.lg.jp

愛知県ではメールの個人情報保護のため、
すべての宛先に対して「bcc」を使用して送信しております。



令和2年12月1日

長久手市 選挙管理委員長 様

氏名
住所
連絡先

愛知県知事解職請求における署名簿の取り扱いに関する要望書

日頃より住民自治、民主主義の発展のためご尽力いただきまして、ありがとうございます。

本日は、表題の署名簿につきまして、地方自治法などに違反する不正な署名が多数存在することから、慎重な取り取り扱いをお願いしたく要望を致します。

記

1. 要望理由

私は、令和2年12月1日に請求代表者として署名簿閲覧を行いました。その結果、11月4日に提出された署名簿において、同一の筆跡及び拇印によるものが多数あることが判明しました。一部では刑事告発も行われており、本署名簿が重要な証拠となることが予想されます。また、愛知県知事解職請求を主導したリコールの会の高須克也氏は、要望提出者が不正署名の存在と共に、署名簿返却後の告発を促したところ「デマである」との認識を示しました。

以上のことから、リコールの会及び請求代表者が不正署名に関与している可能性もあり、署名簿の返却により重要な証拠資料の焼却、隠ぺいも危惧されます。

また、リコールの会は7日に当該解職請求を中止すると発表しており、取り下げた場合に署名簿が請求代表者(リコールの会)に即時返却されることとなると推察致します。

2. 要望内容

11月4日に仮提出された愛知県知事解職請求の署名簿について、リコール中止により請求代表者に返還しなければならないところではありますが、不正署名の告発動向、警察の動きなど注視しながら、証拠保全の立場で慎重な取り計らいを要望致します。

3. 付記

直接請求における同一の筆跡、拇印による署名については、地方自治法第74条の4第2項に該当する署名を偽造するものであり、刑法159条1項 私文書偽造罪若しくは刑法167条 私印偽造及び不正使用等の罪及び、地方自治法第81条第2項に該当する署名の偽造増減に関する罪にあたると思料します。



送信者: 日進市行政課 <gyousei@city.nisshin.lg.jp>
宛先: senkyo@pref.aichi.lg.jp

日付: 2020年12月01日 火曜日 04:03PM
件名: 要望書の写しの提供について

愛知県選挙管理委員会事務局 有田様

いつもお世話になってます。

日進市選挙管理委員会事務局の祖父江と申します。

標記の件について、別添のとおり提供いたします。

よろしくお願ひします。

添付ファイル:

20201201要望書.pdf

令和2年12月1日

日進市 選挙管理委員長 様

氏名
住所
連絡先



愛知県知事解職請求における署名簿の取り扱いに関する要望書

日頃より住民自治、民主主義の発展のためご尽力いただきまして、ありがとうございます。

本日は、表題の署名簿につきまして、地方自治法などに違反する不正な署名が多数存在することから、慎重な取り取り扱いをお願いしたく要望を致します。

記

1. 要望理由

私は、令和2年12月1日に請求代表者として署名簿閲覧を行いました。その結果、11月4日に提出された署名簿において、同一の筆跡及び拇印によるものが多数あることが判明しました。一部では刑事告発も行われており、本署名簿が重要な証拠となることが予想されます。また、愛知県知事解職請求を主導したリコールの会の高須克也氏は、要望提出者が不正署名の存在と共に、署名簿返却後の告発を促したところ「デマである」との認識を示しました。

以上のことから、リコールの会及び請求代表者が不正署名に関与している可能性もあり、署名簿の返却により重要な証拠資料の廃却、隠ぺいも危惧されます。

また、リコールの会は7日に当該解職請求を中止すると発表しており、取り下げた場合に署名簿が請求代表者(リコールの会)に即時返却されることとなると推察致します。

2. 要望内容

11月4日に仮提出された愛知県知事解職請求の署名簿について、リコール中止により請求代表者に返還しなければならないところではありますが、不正署名の告発動向、警察の動きなど注視しながら、証拠保全の立場で慎重な取り計らいを要望致します。

3. 付記

直接請求における同一の筆跡、拇印による署名については、地方自治法第74条の4第2項に該当する署名を偽造するものであり、刑法159条1項 私文書偽造罪若しくは刑法167条 私印偽造及び不正使用等の罪及び、地方自治法第81条第2項に該当する署名の偽造増減に関する罪にあたると思料します。



送信者: 総務財政課 <tgo-souzai@town.aichi-togo.lg.jp>

宛先: <senkyo@pref.aichi.lg.jp>

日付: 2020年12月03日 木曜日 05:37PM

件名: 【東郷町】愛知県知事解職請求に係る署名簿の閲覧について

愛知県選挙管理委員会事務局 御担当者 様

いつもお世話になっております。
東郷町選挙管理委員会事務局の岩本と申します。
標記の件につきまして、閲覧の申し出がありましたので、下記のとおりご報告いたします。
よろしくお願いたします。

記

- 1 閲覧にみえた請求代表者の氏名
[REDACTED]
- 2 閲覧日時
令和2年12月3日 午後2時10分から午後3時10分頃まで
- 3 その他
閲覧にみえた請求代表者から要望書の提出があったため、
別添のとおり情報提供いたします。

以上

添付ファイル:

要望書.pdf



令和2年 / 2月 3 日

東郷町 選挙管理委員長 様

氏名
住所

連絡先

愛知県知事解職請求における署名簿の取り扱いに関する要望書

日頃より住民自治、民主主義の発展のためご尽力いただきまして、ありがとうございます。

本日は、表題の署名簿につきまして、地方自治法などに違反する不正な署名が多数存在することから、慎重な取り取り扱いをお願いしたく要望を致します。

記

1. 要望理由

私は、令和2年 / 2月 3 日に請求代表者として署名簿閲覧を行いました。その結果、11月4日に提出された署名簿において、同一の筆跡及び拇印によるものが多数あることが判明しました。一部では刑事告発も行われており、本署名簿が重要な証拠となることが予想されます。また、愛知県知事解職請求を主導したリコールの会の高須克也氏は、要望提出者が不正署名の存在と共に、署名簿返却後の告発を促したところ「デマである」との認識を示しました。

以上のことから、リコールの会及び請求代表者が不正署名に関与している可能性もあり、署名簿の返却により重要な証拠資料の焼却、隠ぺいも危惧されます。

また、リコールの会は7日に当該解職請求を中止すると発表しており、取り下げた場合に署名簿が請求代表者(リコールの会)に即時返却されることとなると推察致します。

2. 要望内容

11月4日に仮提出された愛知県知事解職請求の署名簿について、リコール中止により請求代表者に返還しなければならないところではありますが、不正署名の告発動向、警察の動きなど注視しながら、証拠保全の立場で慎重な取り計らいを要望致します。

3. 付記

直接請求における同一の筆跡、拇印による署名については、地方自治法第74条の4第2項に該当する署名を偽造するものであり、刑法159条1項 私文書偽造罪若しくは刑法167条 私印偽造及び不正使用等の罪及び、地方自治法第81条第2項に該当する署名の偽造増減に関する罪にあたると思料します。

送信者: 総務課(庶務担当) <soumu@city.aichi-miyoshi.lg.jp>
宛先: senkyo@pref.aichi.lg.jp

日付: 2020年12月03日 木曜日 04:56PM
件名: 【みよし市】愛知県知事解職請求に係る署名簿の閲覧について(報告)

愛知県選挙管理委員会事務局 有田様

いつもお世話になっております。
みよし市選挙管理委員会事務局の福上と申します。

本日、請求代表者による閲覧請求がありましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 日時
令和2年12月3日(木)午後4時
- 2 請求代表者指名
[REDACTED]
- 3 その他
閲覧請求時に「愛知県知事解職請求における署名簿の取り扱いに関する要望書」を提出されましたので、参考までに添付いたします。

よろしく願いいたします。

みよし市役所総務部総務課 福上(ふこうえ)
電話: 0561-32-8000(直通)
FAX: 0561-32-2165
メール: soumu@city.aichi-miyoshi.lg.jp

添付ファイルは「archive.zip」に圧縮されています。

添付ファイル:
archive.zip



令和2年12月3日

みよし市 選挙管理委員長 様

氏名

住所

連絡先

愛知県知事解職請求における署名簿の取り扱いに関する要望書

日頃より住民自治、民主主義の発展のためご尽力いただきまして、ありがとうございます。

本日は、表題の署名簿につきまして、地方自治法などに違反する不正な署名が多数存在することから、慎重な取り扱いをお願いしたく要望を致します。

記

1. 要望理由

私は、令和2年12月3日に請求代表者として署名簿閲覧を行いました。その結果、11月4日に提出された署名簿において、同一の筆跡及び拇印によるものが多数あることが判明しました。一部では刑事告発も行われており、本署名簿が重要な証拠となることが予想されます。また、愛知県知事解職請求を主導したリコールの会の高須克也氏は、要望提出者が不正署名の存在と共に、署名簿返却後の告発を促したところ「デマである」との認識を示しました。

以上のことから、リコールの会及び請求代表者が不正署名に関与している可能性もあり、署名簿の返却により重要な証拠資料の焼却、隠ぺいも危惧されます。

また、リコールの会は7日に当該解職請求を中止すると発表しており、取り下げた場合に署名簿が請求代表者（リコールの会）に即時返却されることとなると推察致します。

2. 要望内容

11月4日に仮提出された愛知県知事解職請求の署名簿について、リコール中止により請求代表者に返還しなければならないところではありますが、不正署名の告発動向、警察の動きなど注視しながら、証拠保全の立場で慎重な取り計らいを要望致します。

3. 付記

直接請求における同一の筆跡、拇印による署名については、地方自治法第74条の4第2項に該当する署名を偽造するものであり、刑法159条1項 私文書偽造罪若しくは刑法167条 私印偽造及び不正使用等の罪及び、地方自治法第81条第2項に該当する署名の偽造増減に関する罪にあたると思料します。

令和2年12月4日

豊明市 選挙管理委員長 様

氏名
住所
連絡先



愛知県知事解職請求における署名簿の取り扱いに関する要望書

日頃より住民自治、民主主義の発展のためご尽力いただきまして、ありがとうございます。

本日は、表題の署名簿につきまして、地方自治法などに違反する不正な署名が多数存在することから、慎重な取り取り扱いをお願いしたく要望を致します。

記

1. 要望理由

私は、令和2年12月4日に請求代表者として署名簿閲覧を行いました。その結果、11月4日に提出された署名簿において、同一の筆跡及び拇印によるものが多数あることが判明しました。一部では刑事告発も行われており、本署名簿が重要な証拠となることが予想されます。また、愛知県知事解職請求を主導したリコールの会の高須克也氏は、要望提出者が不正署名の存在と共に、署名簿返却後の告発を促したところ「デマである」との認識を示しました。

以上のことから、リコールの会及び請求代表者が不正署名に関与している可能性もあり、署名簿の返却により重要な証拠資料の焼却、隠ぺいも危惧されます。

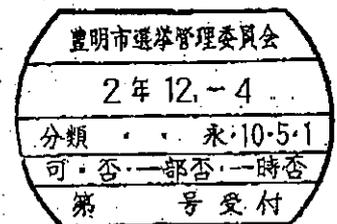
また、リコールの会は7日に当該解職請求を中止すると発表しており、取り下げた場合に署名簿が請求代表者(リコールの会)に即時返却されることとなると推察致します。

2. 要望内容

11月4日に仮提出された愛知県知事解職請求の署名簿について、リコール中止により請求代表者に返還しなければならないところではありますが、不正署名の告発動向、警察の動きなど注視しながら、証拠保全の立場で慎重な取り計らいを要望致します。

3. 付記

直接請求における同一の筆跡、拇印による署名については、地方自治法第74条の4第2項に該当する署名を偽造するものであり、刑法159条1項 私文書偽造罪若しくは刑法167条 私印偽造及び不正使用等の罪及び、地方自治法第81条第2項に該当する署名の偽造増減に関する罪にあたると思料します。



送信者: 名古屋市選挙管理委員会事務局 選挙係 <a3315@senkyokanri.city.nagoya.lg.jp>

宛先: senkyo@pref.aichi.lg.jp

日付: 2020年12月10日 木曜日 05:13PM

件名: (名古屋市)請求代表者による署名簿閲覧について

愛知県選挙管理委員会事務局 ご担当者様

お世話になります。
名古屋市選挙管理委員会事務局の堀内です。

本日、請求代表者が守山区及び名東区の選挙管理委員会に
署名簿の閲覧に訪れ、添付のとおり要望書が
提出されましたので、情報提供いたします。

(閲覧時間)

- ・守山区: 14時から15時まで
- ・名東区: 15時35分から16時50分まで

よろしくお願いたします。

名古屋市選挙管理委員会事務局選挙係 堀内
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
TEL: 052-972-3315 FAX: 052-972-4180
E-mail: a3315@senkyokanri.city.nagoya.lg.jp

添付ファイル:

R2.12.10守山区 署名簿の取り扱いに関する要望書.pdf R2.12.10名東区 署名簿の取り扱いに関する要望書.pdf

令和 2年 12月 10日

名東区 選挙管理委員長 様



氏名

住所

連絡先

愛知県知事解職請求における署名簿の取り扱いに関する要望書

日頃より住民自治、民主主義の発展のためご尽力いただきまして、ありがとうございます。

本日は、表題の署名簿につきまして、地方自治法などに違反する不正な署名が多数存在することから、慎重な取り取り扱いをお願いしたく要望を致します。

記

1. 要望理由

私は、令和2年12月10日に請求代表者として署名簿閲覧を行いました。その結果、11月4日に提出された署名簿において、同一の筆跡及び拇印によるものが多数あることが判明しました。一部では刑事告発も行われており、本署名簿が重要な証拠となることが予想されます。また、愛知県知事解職請求を主導したリコールの会の高須克也氏は、要望提出者が不正署名の存在と共に、署名簿返却後の告発を促したところ「デマである」との認識を示しました。

以上のことから、リコールの会及び請求代表者が不正署名に関与している可能性もあり、署名簿の返却により重要な証拠資料の焼却、隠ぺいも危惧されます。

また、リコールの会は7日に当該解職請求を中止すると発表しており、取り下げた場合に署名簿が請求代表者(リコールの会)に即時返却されることとなると推察致します。

2. 要望内容

11月4日に仮提出された愛知県知事解職請求の署名簿について、リコール中止により請求代表者に返還しなければならないところではありますが、不正署名の告発動向、警察の動きなど注視しながら、証拠保全の立場で慎重な取り計らいを要望致します。

3. 付記

直接請求における同一の筆跡、拇印による署名については、地方自治法第74条の4第2項に該当する署名を偽造するものであり、刑法159条1項 私文書偽造罪若しくは刑法167条 私印偽造及び不正使用等の罪及び、地方自治法第81条第2項に該当する署名の偽造増減に関する罪にあたると思料します。



令和2年12月10日

宇山区 選挙管理委員長 様

氏名
住所
連絡先

愛知県知事解職請求における署名簿の取り扱いに関する要望書

日頃より住民自治、民主主義の発展のためご尽力いただきまして、ありがとうございます。

本日は、表題の署名簿につきまして、地方自治法などに違反する不正な署名が多数存在することから、慎重な取り取り扱いをお願いしたく要望を致します。

記

1. 要望理由

私は、令和2年12月10日に請求代表者として署名簿閲覧を行いました。その結果、11月4日に提出された署名簿において、同一の筆跡及び拇印によるものが多数あることが判明しました。一部では刑事告発も行われており、本署名簿が重要な証拠となることが予想されます。また、愛知県知事解職請求を主導したリコールの会の高須克也氏は、要望提出者が不正署名の存在と共に、署名簿返却後の告発を促したところ「デマである」との認識を示しました。

以上のことから、リコールの会及び請求代表者が不正署名に関与している可能性もあり、署名簿の返却により重要な証拠資料の焼却、隠ぺいも危惧されます。

また、リコールの会は7日に当該解職請求を中止すると発表しており、取り下げた場合に署名簿が請求代表者(リコールの会)に即時返却されることとなると推察致します。

2. 要望内容

11月4日に仮提出された愛知県知事解職請求の署名簿について、リコール中止により請求代表者に返還しなければならないところではありますが、不正署名の告発動向、警察の動きなど注視しながら、証拠保全の立場で慎重な取り計らいを要望致します。

3. 付記

直接請求における同一の筆跡、拇印による署名については、地方自治法第74条の4第2項に該当する署名を偽造するものであり、刑法159条1項 私文書偽造罪若しくは刑法167条 私印偽造及び不正使用等の罪及び、地方自治法第81条第2項に該当する署名の偽造増減に関する罪にあたると思料します。

10

送信者: 名古屋市選挙管理委員会事務局 選挙係 <a3315@senkyokanri.city.nagoya.lg.jp>
宛先: senkyo@pref.aichi.lg.jp

日付: 2020年12月15日 火曜日 04:32PM
件名: (名古屋市)請求代表者による署名簿閲覧について

愛知県選挙管理委員会事務局 ご担当者様

お世話になります。
名古屋市選挙管理委員会事務局の堀内です。

本日、請求代表者が天白区、東区、昭和区及び熱田区の
選挙管理委員会に署名簿の閲覧に訪れ、添付のとおり要望書が
提出されましたので、情報提供いたします。

(閲覧時間)

- ・天白区: 10:15~11:35
- ・東区: 11:25~12:00
- ・昭和区: 13:10~14:10
- ・緑区: 13:16~13:40

よろしく願いいたします。

名古屋市選挙管理委員会事務局選挙係 堀内
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
TEL: 052-972-3315 FAX: 052-972-4180
E-mail: a3315@senkyokanri.city.nagoya.lg.jp

添付ファイル:

R2.12.15天白区 署名簿の
取り扱いに関する要望
書.pdf

R2.12.15東区 署名簿の取
り扱いに関する要望書.pdf

R2.12.15熱田区 署名簿の
取り扱いに関する要望
書.pdf

R2.12.15昭和区 署名簿の
取り扱いに関する要望
書.pdf

名古屋市

令和2年12月15日

天白区 選挙管理委員長 様

氏名

住所

連絡先

愛知県知事解職請求における署名簿の取り扱いに関する要望書

日頃より住民自治、民主主義の発展のためご尽力いただきまして、ありがとうございます。

本日は、表題の署名簿につきまして、地方自治法などに違反する不正な署名が多数存在することから、慎重な取り扱いをお願いしたく要望を致します。

記

1. 要望理由

私は、令和2年12月15日に請求代表者として署名簿閲覧を行いました。その結果、11月4日に提出された署名簿において、同一の筆跡及び拇印によるものが多数あることが判明しました。一部では刑事告発も行われており、本署名簿が重要な証拠となることが予想されます。また、愛知県知事解職請求を主導したリコールの会の高須克彌氏は、要望提出者が不正署名の存在と共に、署名簿返却後の告発を促したところ「デマである」との認識を示しました。

以上のことから、リコールの会及び請求代表者が不正署名に関与している可能性もあり、署名簿の返却により重要な証拠資料の焼却、隠ぺいも危惧されます。

また、リコールの会は7日に当該解職請求を中止すると発表しており、取り下げた場合に署名簿が請求代表者(リコールの会)に即時返却されることとなると推察致します。

2. 要望内容

11月4日に仮提出された愛知県知事解職請求の署名簿について、リコール中止により請求代表者に返還しなければならないところではありますが、不正署名の告発動向、警察の動きなど注視しながら、証拠保全の立場で慎重な取り計らいを要望致します。

3. 付記

直接請求における同一の筆跡、拇印による署名については、地方自治法第74条の4第2項に該当する署名を偽造するものであり、刑法159条1項 私文書偽造罪若しくは刑法167条 私印偽造及び不正使用等の罪及び、地方自治法第81条第2項に該当する署名の偽造増減に関する罪にあたると思料します。



名古屋市

令和2年12月15日

昭 和 区 選挙管理委員長 様

氏 名

住 所

連絡先

愛知県知事解職請求における署名簿の取り扱いに関する要望書

日頃より住民自治、民主主義の発展のためご尽力いただきまして、ありがとうございます。

本日は、表題の署名簿につきまして、地方自治法などに違反する不正な署名が多数存在することから、慎重な取り取り扱いをお願いしたく要望を致します。

記

1. 要望理由

私は、令和2年12月15日に請求代表者として署名簿閲覧を行いました。その結果、11月4日に提出された署名簿において、同一の筆跡及び拇印によるものが多数あることが判明しました。一部では刑事告発も行われており、本署名簿が重要な証拠となることが予想されます。また、愛知県知事解職請求を主導したリコールの会の高須克彌氏は、要望提出者が不正署名の存在と共に、署名簿返却後の告発を促したところ「デマである」との認識を示しました。

以上のことから、リコールの会及び請求代表者が不正署名に関与している可能性もあり、署名簿の返却により重要な証拠資料の焼却、隠ぺいも危惧されます。

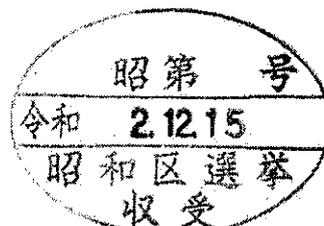
また、リコールの会は7日に当該解職請求を中止すると発表しており、取り下げた場合に署名簿が請求代表者(リコールの会)に即時返却されることとなると推察致します。

2. 要望内容

11月4日に仮提出された愛知県知事解職請求の署名簿について、リコール中止により請求代表者に返還しなければならないところではありますが、不正署名の告発動向、警察の動きなど注視しながら、証拠保全の立場で慎重な取り計らいを要望致します。

3. 付記

直接請求における同一の筆跡、拇印による署名については、地方自治法第74条の4第2項に該当する署名を偽造するものであり、刑法159条1項 私文書偽造罪若しくは刑法167条 私印偽造及び不正使用等の罪及び、地方自治法第81条第2項に該当する署名の偽造増減に関する罪にあたると思料します。



令和 2 年 12 月 15 日

東 選挙管理委員長 様

氏名 [REDACTED]
住所 [REDACTED]
連絡先 [REDACTED]

愛知県知事解職請求における署名簿の取り扱いに関する要望書

日頃より住民自治、民主主義の発展のためご尽力いただきまして、ありがとうございます。

本日は、表題の署名簿につきまして、地方自治法などに違反する不正な署名が多数存在することから、慎重な取り扱いをお願いしたく要望を致します。

記

1. 要望理由

私は、令和 2 年 12 月 15 日に請求代表者として署名簿閲覧を行いました。その結果、11 月 4 日に提出された署名簿において、同一の筆跡及び拇印によるものが多数あることが判明しました。一部では刑事告発も行われており、本署名簿が重要な証拠となることが予想されます。また、愛知県知事解職請求を主導したリコールの会の高須克也氏は、要望提出者が不正署名の存在と共に、署名簿返却後の告発を促したところ「デマである」との認識を示しました。

以上のことから、リコールの会及び請求代表者が不正署名に関与している可能性もあり、署名簿の返却により重要な証拠資料の焼却、隠ぺいも危惧されます。

また、リコールの会は 7 日に当該解職請求を中止すると発表しており、取り下げた場合に署名簿が請求代表者（リコールの会）に即時返却されることとなると推察致します。

2. 要望内容

11 月 4 日に仮提出された愛知県知事解職請求の署名簿について、リコール中止により請求代表者に返還しなければならないところではありますが、不正署名の告発動向、警察の動きなど注視しながら、証拠保全の立場で慎重な取り計らいを要望致します。

3. 付記

直接請求における同一の筆跡、拇印による署名については、地方自治法第 74 条の 4 第 2 項に該当する署名を偽造するものであり、刑法 159 条 1 項 私文書偽造罪若しくは刑法 167 条 私印偽造及び不正使用等の罪及び、地方自治法第 81 条第 2 項に該当する署名の偽造増減に関する罪にあたると思料します。



令和 2 年 12 月 15 日

熱田 選挙管理委員長 様

氏 名
住 所
連絡先



愛知県知事解職請求における署名簿の取り扱いに関する要望書

日頃より住民自治、民主主義の発展のためご尽力いただきまして、ありがとうございます。

本日は、表題の署名簿につきまして、地方自治法などに違反する不正な署名が多数存在することから、慎重な取り扱いをお願いしたく要望を致します。

記

1. 要望理由

私は、令和2年12月15日に請求代表者として署名簿閲覧を行いました。その結果、11月4日に提出された署名簿において、同一の筆跡及び拇印によるものが多数あることが判明しました。一部では刑事告発も行われており、本署名簿が重要な証拠となることが予想されます。また、愛知県知事解職請求を主導したリコールの会の高須克也氏は、要望提出者が不正署名の存在と共に、署名簿返却後の告発を促したところ「デマである」との認識を示しました。

以上のことから、リコールの会及び請求代表者が不正署名に関与している可能性もあり、署名簿の返却により重要な証拠資料の焼却、隠ぺいも危惧されます。

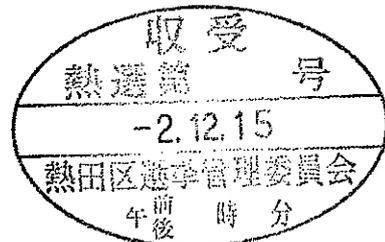
また、リコールの会は7日に当該解職請求を中止すると発表しており、取り下げた場合に署名簿が請求代表者(リコールの会)に即時返却されることとなると推察致します。

2. 要望内容

11月4日に仮提出された愛知県知事解職請求の署名簿について、リコール中止により請求代表者に返還しなければならないところではありますが、不正署名の告発動向、警察の動きなど注視しながら、証拠保全の立場で慎重な取り計らいを要望致します。

3. 付記

直接請求における同一の筆跡、拇印による署名については、地方自治法第74条の4第2項に該当する署名を偽造するものであり、刑法159条1項 私文書偽造罪若しくは刑法167条 私印偽造及び不正使用等の罪及び、地方自治法第81条第2項に該当する署名の偽造増減に関する罪にあたると思料します。





請求代表者閲覧状況

番号	閲覧日	区番号	区名	閲覧時間	備考
1	11月25日	10	中川	12:40~13:10	要望書有り
2	12月1日	08	瑞穂	14:00~15:30	要望書有り
3	12月2日	11	港	11:00~12:45	要望書有り
4	12月3日	11	港	11:30~12:00	2回目
5	12月4日	05	中村	10:10~10:50	要望書有り
6	12月4日	06	中	12:00~13:15	要望書有り
7	12月10日	13	守山	14:00~15:00	要望書有り
8	12月10日	15	名東	15:35~16:50	要望書有り
9	12月11日	04	西	11:20~12:35	要望書有り
10	12月11日	03	北	13:57~14:45	要望書有り
11	12月14日	12	南	10:10~11:00	要望書有り
12	12月14日	14	緑	13:00~14:45	要望書有り
13	12月15日	16	天白	10:15~11:35	要望書有り
14	12月15日	02	東	11:25~12:00	要望書有り
15	12月15日	07	昭和	13:10~14:10	要望書有り
16	12月15日	09	熱田	13:16~13:40	要望書有り
17	12月15日	01	千種	15:35~16:53	要望書有り
18	12月17日	10	中川	15:30~16:50	2回目
19			#N/A		
20			#N/A		

行政文書一部公開決定通知書

3市選 第174号
令和3年9月15日

田中智之様

実施機関

名古屋市選挙管理委員会



令和3年9月13日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	<p>1 【愛知県選管】愛知県知事解職請求に係る署名簿の閲覧について (R2. 11. 25 事務連絡) について、名古屋市下の16区の選挙管理委員会から名古屋市選挙管理委員会に対しなされた請求代表者の署名簿の閲覧に関する報告内容を整理し、作表した、「請求代表者閲覧状況」。</p> <p>2 前項に関し、名古屋市選挙管理委員会が、千種区選挙管理委員会から交付を受けた、請求代表者が署名簿閲覧時に提出した要望書の写し。</p>	
行政文書の公開の日時及び場所	日時	令和3年9月15日以降 午前 時 午後
	場所	市民情報センター (市役所西庁舎1階)
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴	
行政文書の一部を公開しない理由	<p>1 について</p> <ul style="list-style-type: none"> 名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号に該当個人の氏名については、特定個人を識別する情報のうち通常他人に知られたくない情報であるため、非公開とします。 <p>2 について</p> <ul style="list-style-type: none"> 名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号に該当個人の住所、氏名、電話番号については、特定個人を識別する情報のうち通常他人に知られたくない情報であるため、非公開とします。 	
備考	<p><決定を行った所管課> 選挙管理委員会事務局選挙係 TEL: 052-972-3315</p>	

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。

請求代表者閲覧状況

番号	閲覧日	区番号	区名	閲覧時間	請求代表者	備考
1	11月25日	10	中川	12:40~13:10	■■■■■	要望書有り
2	12月1日	08	瑞穂	14:00~15:30	■■■■■	要望書有り
3	12月2日	11	港	11:00~12:45	■■■■■	要望書有り
4	12月3日	11	港	11:30~12:00	■■■■■	2回目
5	12月4日	05	中村	10:10~10:50	■■■■■	要望書有り
6	12月4日	06	中	12:00~13:15	■■■■■	要望書有り
7	12月10日	13	守山	14:00~15:00	■■■■■	要望書有り
8	12月10日	15	名東	15:35~16:50	■■■■■	要望書有り
9	12月11日	04	西	11:20~12:35	■■■■■	要望書有り
10	12月11日	03	北	13:57~14:45	■■■■■	要望書有り
11	12月14日	12	南	10:10~11:00	■■■■■	要望書有り
12	12月14日	14	緑	13:00~14:45	■■■■■	要望書有り
13	12月15日	16	天白	10:15~11:35	■■■■■	要望書有り
14	12月15日	02	東	11:25~12:00	■■■■■	要望書有り
15	12月15日	07	昭和	13:10~14:10	■■■■■	要望書有り
16	12月15日	09	熱田	13:16~13:40	■■■■■	要望書有り
17	12月15日	01	千種	15:35~16:53	■■■■■	要望書有り
18	12月17日	10	中川	15:30~16:50	■■■■■	2回目(1回目は■■■■■)
19			#N/A			
20			#N/A			

請求代表者閲覧状況

番号	閲覧日	区番号	区名	閲覧時間	請求代表者	備考
1	2月4日	02	東	9:15~11:05	■■■■■	
2	2月5日	16	天白	15:55~17:05	■■■■■	
3	2月15日	02	東	14:30~16:40	■■■■■	4と同時に来所
4	2月15日	02	東	14:30~16:40	■■■■■	3と同時に来所
5	2月19日	04	西	14:00~16:10	■■■■■	6と同時に来所
6	2月19日	04	西	14:00~16:10	■■■■■	5と同時に来所
7	2月24日	02	東	11:35~15:20	■■■■■	8と同時に来所、休憩11:45~14:40
8	2月24日	02	東	11:35~15:20	■■■■■	7と同時に来所、休憩11:45~14:40
9			#N/A			
10			#N/A			
11			#N/A			
12			#N/A			
13			#N/A			
14			#N/A			
15			#N/A			
16			#N/A			
17			#N/A			
18			#N/A			
19			#N/A			
20			#N/A			

令和2年12月15日

名古屋

千種区 選挙管理委員長 様

氏名

住所

連絡先

愛知県知事解職請求における署名簿の取り扱いに関する要望書

日頃より住民自治、民主主義の発展のためご尽力いただきまして、ありがとうございます。

本日は、表題の署名簿につきまして、地方自治法などに違反する不正な署名が多数存在することから、慎重な取り取り扱いをお願いしたく要望を致します。

記

1. 要望理由

私は、令和2年12月15日に請求代表者として署名簿閲覧を行いました。その結果、11月4日に提出された署名簿において、同一の筆跡及び拇印によるものが多数あることが判明しました。一部では刑事告発も行われており、本署名簿が重要な証拠となることが予想されます。また、愛知県知事解職請求を主導したリコールの会の高須克彌氏は、要望提出者が不正署名の存在と共に、署名簿返却後の告発を促したところ「デマである」との認識を示しました。

以上のことから、リコールの会及び請求代表者が不正署名に関与している可能性もあり、署名簿の返却により重要な証拠資料の焼却、隠ぺいも危惧されます。

また、リコールの会は7日に当該解職請求を中止すると発表しており、取り下げた場合に署名簿が請求代表者(リコールの会)に即時返却されることとなると推察致します。

2. 要望内容

11月4日に仮提出された愛知県知事解職請求の署名簿について、リコール中止により請求代表者に返還しなければならないところではありますが、不正署名の告発動向、警察の動きなど注視しながら、証拠保全の立場で慎重な取り計らいを要望致します。

3. 付記

直接請求における同一の筆跡、拇印による署名については、地方自治法第74条の4第2項に該当する署名を偽造するものであり、刑法159条1項 私文書偽造罪若しくは刑法167条 私印偽造及び不正使用等の罪及び、地方自治法第81条第2項に該当する署名の偽造増減に関する罪にあたると思料します。

